

災害ボランティアネットワークチーム小平設立趣意書

この度の東日本大震災がもたらした被害は、死者、行方不明者数においても2万数千人、地域の広さも青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県など非常に広域であり、集落全体が甚大な被害を被った地域が数えきれないほどあり、まさに未曾有の災害です。

被害に遭われ家や家財や家族を失った皆さんが一日も早く立ち直れるように何かお手伝いしたいと考えている方達から多くの声が寄せられています。

チーム小平では被害に遭われた皆様に対し、倒壊した家の片づけ、家財の整理、避難所における様々なケア、独居生活者や在宅避難者への物資配達等の活動について

- ・ 協力してくれるボランティアの受入れ窓口
- ・ 定期ボランティアバスの運行
- ・ 現地との連絡窓口
- ・ 現地ボランティア団体の活動支援金の受付窓口
- ・ 支援物資の受入れと配布
- ・ その他支援を必要とする事項の調査と実施

を行おうと考えております。

つきましては、何卒趣旨をご理解いただき被災地復興となる活動にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2011年3月20日

災害ボランティアネットワークチーム小平

藤原 哲重

内野 三次

細江 卓朗

野田 義和

平川 浩一郎

災害ボランティアネットワークチーム小平規約

(名称・所在地)

第 1 条 本会は、災害ボランティアネットワークチーム小平(以下チーム小平)と称し、東京都小平市小川町 1 丁目 933 番 89 に置く。

(目的)

第 2 条 チーム小平の目的は次のとおりとする。

1. 災害発生時における、被災地の支援
2. 災害発生時における、災害ボランティアコーディネーターの育成、ならびに災害ボランティアコーディネーターとしての活動組織の構築
3. 災害発生時の救援活動に必要と認められる団体やボランティア及び、行政等諸機関との連携を図り、相互に助け合う市民社会の形成を目指す。

(事業)

第 3 条 チーム小平は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 災害発生時の被災地での支援活動
2. 災害発生時のチーム小平の活動拠点ならびに活動組織等の体制の整備
3. 災害発生時を想定した各種模擬訓練
4. 必要と認められる各種講習会等の開催
5. 各種団体ならびに行政等諸機関との交流、情報交換
6. 広報、啓発活動
7. その他、目的達成のため必要と認められる事項

(会員)

第 4 条 チーム小平は個人会員、賛助会員、団体会員をもって構成する。

2. 会員は、チーム小平の目的に賛同し目的を達成するために必要な支援及び協力を行うものとする。

(入会・退会)

第 5 条 チーム小平の入会は、入会申込書と会費を受理した日からとする。

2. 退会は会員本人、又は団体の代表者が退会を表明した場合、又は会費未納(6ヶ月)の場合は、自動退会とする。

(役員)

第 6 条 チーム小平に次の役員を置く。

1. 代表... 1名

2. 副代表... 3名
3. 会 計... 2名
4. 会計監査.. 2名
5. 事務局長.. 1名
6. 事務局員.. 若干名

(役員 の 選任 及 び 職 務)

第 7 条 役員は総会において会員相互により選任する。

2. 代表はチーム小平を代表し、会務を統括する。
3. 副代表は代表を補佐し、代表が職務に就けない場合はその職務を代行する。
4. 会計はチーム小平の会計を行う。
5. 会計監査はチーム小平の会計について監査を行う。
6. 事務局長はチーム小平の事務を統括する。
7. 事務局はチーム小平の事務を行う。

(役員 の 任期)

第 8 条 役員 の 任期 は 1 年 と し、再任を妨げない。但し欠員補充による役員 の 任期 は 前任者 の 残任 期間 と する。

(顧 問)

第 9 条 チーム小平に顧問 1 名をおくことができる。

2. 顧問は、チーム小平に功績のある者の中から、役員会の推薦により、代表が委嘱する。
3. 顧問は、代表の諮問に応ずる。

(総 会)

第 10 条 総会 は チーム小平 の 最高 決議 機関 と する。

2. 総会 は 代表 が これ を 召集 する。
3. 議長 は 総会 の 出席 会員 の 中 から 互選 に よ り 選任 する。
4. 総会 は 会員 の 過半数 の 出席 で 成立 する。但し 総会 に 出席 でき ない 会員 は 委任 する こと が できる。
5. 総会 の 議事 は 出席 会員 の 過半数 で 決定 し、可 否 同数 の とき は 議長 が 決する。
6. 総会 は、次 の 審議 を 行う。
 1. 規約 の 改正
 2. 役員 の 承認
 3. 事業 及 び 会計 報告 の 承認 並 び に 事業 計 画 及 び 予算 計 画 の 承認
 4. その他、代表 が 重要 と 認めた 事項

(役 員 会)

第 1 1 条 役員会は、チーム小平の運営に必要な事項について審議する。

(定 例 会)

第 1 2 条 定例会は、チーム小平の円滑な運営のために全会員を対象に月 1 回開催する。

2. 定例会は、チーム小平の事業執行のため、専門部会を設置することができる。

(専 門 部 会)

第 1 3 条 専門部会の構成メンバーは、役員および会員から選出される。

2. 専門部会は必要に応じ、適時開催する。

(会 計)

第 1 4 条 チーム小平の運営に関わる経費は、会費と参加費、寄付金、その他をもって充てる。

2. 会費の年額は 1 口千円とし、次のとおりとする。

1. 個人会員 2 口以上
 2. 賛助会員 1 口以上
 3. 法人・団体会員 3 口以上
3. 年度途中入会の場合も 1 年分とし、途中退会の場合でも会費の返却はしない。

(会 計 年 度)

第 1 5 条 チーム小平の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(そ の 他)

第 1 6 条 この規約に定めない事項は定例会の協議を経て、その出席者の過半数の同意を得て執行する。

(附 則)

この規約は 2011 年(平成 23 年)4 月 1 日から施行する。